

徳島県内の事業者様へ！

内部通報制度を ご存知ですか？



内部通報制度とは

内部通報制度とは、公益通報者保護法に基づき企業・団体等が導入すべき制度(※)です。具体的には、組織内部の問題を知る従業員等から、経営上のリスクに係る情報を可及的早期に入手し、情報提供者である従業員等の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題把握と是正を図る仕組みです。

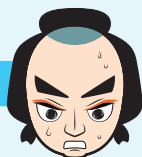
(※)従業員数が300人を超える事業者は制度導入が義務、300人未満は努力義務

目的

自浄作用の発揮とコンプライアンス経営を推進し、顧客の安全・安心な製品・役務の提供と企業価値の維持・向上を図ることです。

なぜ、内部通報制度導入が必要なのか

制度を導入していないとどうなる？



リスク① 従業員等から不正情報が伝わらず不正行為が放置され、消費者や取引先から信頼を失い経営危機に陥るかも

リスク② 従業員等による行政機関やマスコミ等への内部告発により、ダメージが極端に大きくなる

※近年のSNSの普及により、組織内の不正行為といったネガティブな情報は瞬時に拡散

リスク③ 消費者庁の行政措置(助言、指導、勧告等)の対象となる

制度を導入した場合のメリットは？



メリット① 自浄作用のある事業者として、消費者、取引先、株主などステークホルダーからの信頼度が高まる

メリット② 情報が外に漏れる前に、不正に対処し、組織と従業員を守れる

メリット③ 組織内の違法行為の抑止力になる

内部通報制度を整備してみませんか

裏面では、内部通報制度の導入手順や導入時の留意点について説明しています。

内部通報制度導入をご検討の事業者の方へ

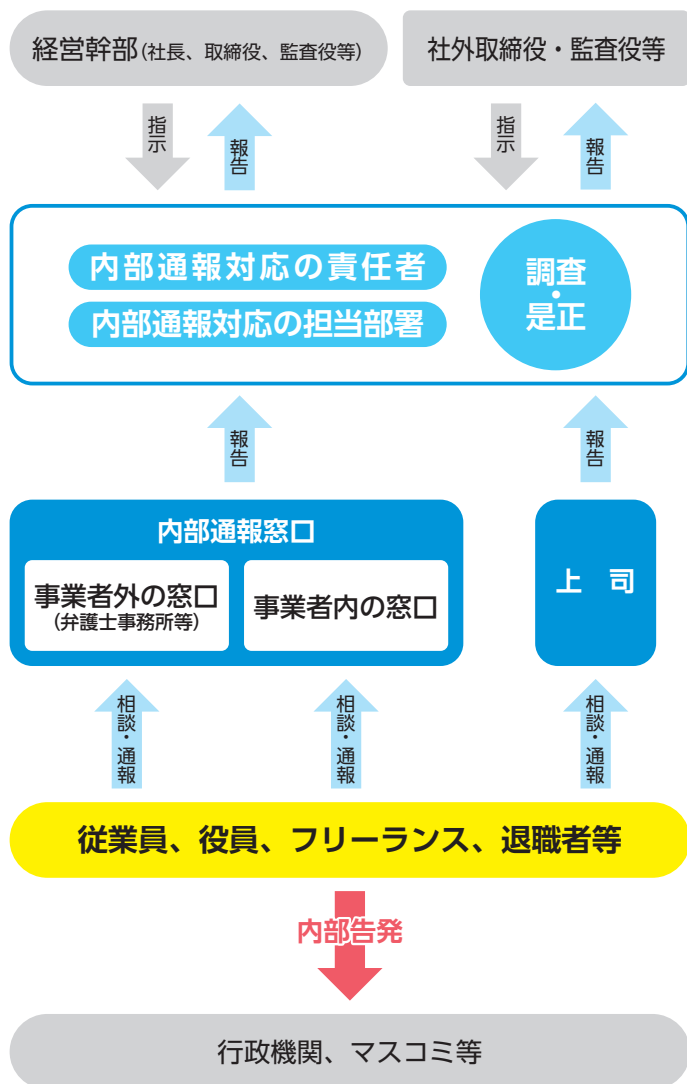
徳島県経営者協会では同制度の導入に向けた助言・支援を行っております。下記窓口までお気軽にご相談ください！

相談・
支援窓口

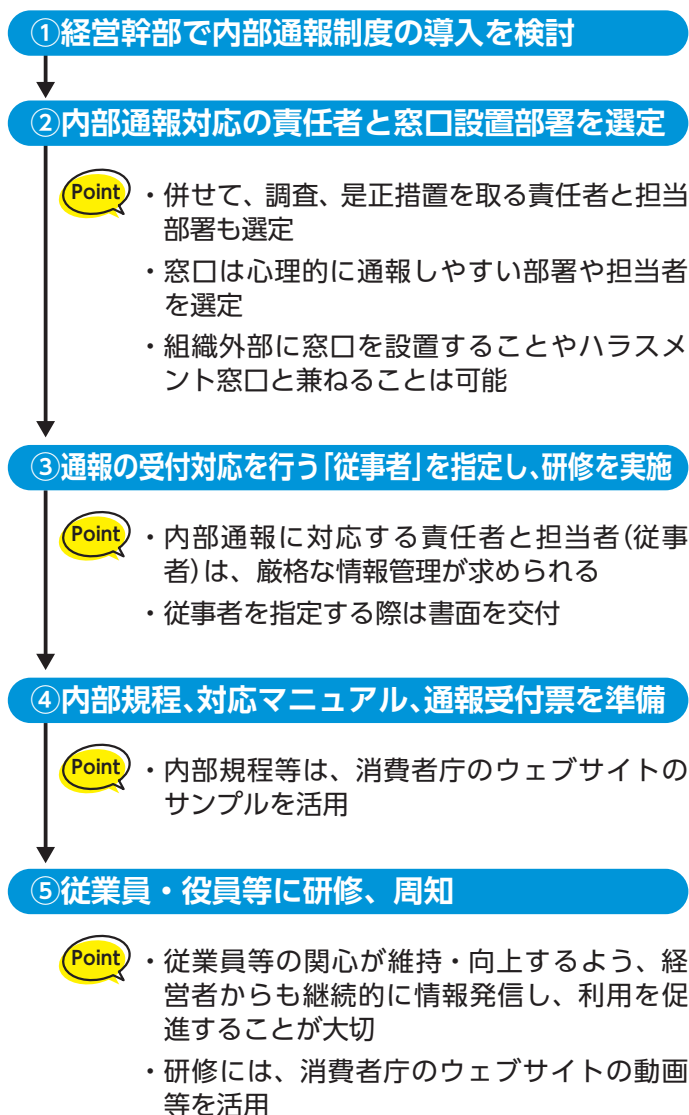
徳島県経営者協会コンプライアンス経営強化推進センター

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島県経済産業会館3階 徳島県経営者協会内
TEL:088-635-8477 FAX:088-635-8497 Email: comp-t-keikyo@ca.pikara.ne.jp

内部通報制度のイメージ



内部通報制度の導入フロー



通報者保護のポイント



- 解雇、懲戒の禁止
- 不利益取扱いの禁止 (降格、不当な配置転換、嫌がらせ など)
- 損害賠償請求は不可
- 通報者を特定する情報の漏洩禁止
- 通報者探索の禁止

重要 これらの取り決めに明確に内部規程等で定めておきましょう。



消費者庁のホームページを参考にしましょう！

- 消費者庁HP [はじめての公益通報者保護法]
 - ・【動画】経営者向け！5分でわかる公益通報者保護法
 - ・内部通報制度導入支援キット(内部規程例(サンプル)、従事者指定書(サンプル)など)
- 消費者庁HP [公益通報者保護法と制度の概要]
 - ・公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和7年法律第62号)
 - ・公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)
 - ・公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説



▲はじめての
公益通報者保護法



▲公益通報者保護法
と制度の概要